

資料3

水源環境保全・再生かながわ県民会議 施策調査専門委員会 設置要綱

(設置)

第1条 水源環境保全・再生かながわ県民会議（以下「県民会議」という。）
設置要綱第6条第1項に基づき施策調査専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 専門委員会は、次の事項について検討する。

- (1) 施策の進捗や効果を把握するための指標・方法等に関すること
- (2) 施策の点検・評価に関すること
- (3) 施策の実施状況・評価等に関する県民への情報提供に関すること

(委員)

第3条 専門委員会の委員は、県民会議設置要綱第6条第2項から第6項の規定による。

(会議)

第4条 専門委員会は、委員長が召集し、その議長となる。

(会議の公開)

第5条 専門委員会は、原則として公開とし、公開の方法等は県民会議の扱いを準用する。

(庶務)

第6条 専門委員会の庶務は、環境農政局緑政部水源環境保全課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が別に定める。

附則 この要綱は、平成19年5月16日から施行する。

附則 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。